

(1) 安全保障理事会決議二二九七(核不拡散・北朝鮮)

採 択 二〇一七年二月二日(安保理第八二一回
会合)
一八年一月八日(官報外務省告示七号)

安全保障理事会は、
決議第八二五号(一九九三年)、第一六九五号(二〇〇六年)、第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第一八八七号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第二二二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七七号(二〇一七年)及び第三三七五号(二〇一七年)を含むこれまでの関連する決議並びに二〇〇六年一月六日の議長声明S/PRST/二〇〇六/四(一)、二〇〇九年四月三日の議長声明S/PRST/二〇〇九/七、二〇一二年四月六日の議長声明S/PRST/二〇一二/二一及び二〇一七年八月九日の議長声明S/PRST/二〇一七/一六を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際的平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、
二〇一七年一月二八日に北朝鮮により決議第一七八号(二〇一七年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第二二二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七七号(二〇一七年)及び第六三七五号(二〇一七年)に違反して実施された弾道ミサイル発射。このような実験により核兵器の不拡散に関する条約(NPT)及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、それが地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、
北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉、固有の尊厳及び権利を尊重し確保することの必要性を含め、国際社会が有するその他の安

全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調するとともに、北朝鮮にいる人々の需要が大きかつたされていない中、膨大な犠牲の下、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々から決定的に必要な資源を流用して、核兵器及び弾道ミサイルの開発を継続していることに強い懸念を表明し、
特に、北朝鮮による分限別物品(石炭、鉄、鉄鉱石、鉛、鉛鉱石、繊維製品、海産物、金、銀、レアアース及びその他の禁止された金属を含むがこれに限られない。)の貿易の収益及び海外の北朝鮮の労働者等によって生み出される収入が、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル計画に貢献することを認識し、
北朝鮮が継続中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外を不安定化させていることに最も重大な懸念を表明するとともに、国際的平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、
国際連合憲章第七章の下で行動し、同意章第四一条に基づく措置をとって、
1 北朝鮮が、安全保障理事会の決議に違反し、また、それを甚だしく無視して、二〇一七年一月二八日に弾道ミサイル発射を実施したことを最も強い表現で非難する。
2 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験、又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を直ちに停止し、またこの文脈において、全てのミサイル発射モロトリアムに係る既存の約束を再確認し、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で直ちに放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画も、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄することを再確認する。
3 決議第一七八号(二〇一六年)8(d)の規定に定める措置が、この決議の附属書I及びIIに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体不正な手段を通じてたものを含む。)にも適用されることを決定するとともに、さらに、決議第一七八号(二〇一六年)8(e)の規定に定める措置が、この決議の附属書Iに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適

用されることを決定する。
4 全ての加盟国が、専ら北朝鮮国民の生計目的のためであり、また、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル計画又は決議第一七八号(二〇一六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第三三七七号(二〇一六年)、第三三七二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七七号(二〇一七年)により禁止されているその他の活動と無関係な原油の輸送であると委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合を除くほか、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶、航空機、パイプライン、鉄道若しくは車両を用いた、北朝鮮への全ての原油(自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。)の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定し、さらに、この禁止は、この決議の採択の日から二か月間及びその後は各二か月間、二か月間毎の総計が四〇〇万バレル又は五二万五〇〇〇トンを超えない原油には適用されないことを決定するとともに、原油を提供する全ての加盟国は、北朝鮮に提供された原油の量に関する報告を、この決議の採択の日から九〇日毎に委員会に対して提出することを決定する。
5 全ての加盟国が、自国の領域を通じて又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶、航空機、パイプライン、鉄道若しくは車両を用いて北朝鮮への全ての石油精製品(自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。)の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定し、北朝鮮がそのような製品を調達しないことを決定し、さらに、この規定が、(a)当該加盟国が三〇日毎に、北朝鮮への石油精製品のそのような供給、販賣又は移転の量を、全ての取引関係者の情報と併せて、委員会に通報し、(b)当該石油精製品の供給、販賣又は移転に、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル計画又は決議第一七八号(二〇一六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第三三七七号(二〇一六年)、第三三七二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七七号(二〇一七年)により禁止されているその他の活動に関連している個人又は団体指定された個人若しくは団体、又はそれ



取、検査及び凍結留め置き)できることを決定し、加盟国に対し、当該船舶が押収、検査及び凍結留め置きされたら、関連する船舶の旗国と協議することを奨励するとともに、さらに、当該船舶が凍結留め置きされた日から六か月後、委員会が、個別の案件に応じて、また、旗国の要請を受けて、当該船舶がこれらの決議の将来の違反に貢献することを防止するために十分な対応がとられた旨決定する場合には、この規定が適用されないことを決定する。

10 加盟国が、北朝鮮が不正な貨物を直接的又は間接的に供給、販売、移転又は運送しようとしていたり、商品又は製品がある場合、当該加盟国が、問題となっている品目、商品又は製品が北朝鮮を原産地とするものであるかを認定するためを含め、その他の関連する加盟国に対し、追加的な海上及び輸送情報を要請することができることを決定し、さらに、そのような情報を受領した全ての加盟国が、適当な方法で、可能な限り速やかに当該要請に対応することを決定し、委員会が、専門家パネルの支援を受けつつ、迅速な手続を通じて、そのような情報要請の適時の調整を容易にするかを決定するとともに、事務総長に対し、このために必要な対応をとるとともに、この点に関し委員会及び専門家パネルに追加的な資源を提供するよう要請する。

11 決議第三二二二号(二〇一六年)22の規定を再確認するとともに、委員会が個別の案件に応じて、当該船舶が、専ら生計目的であり北朝鮮の個人若しくは団体に自ら収入を生み出すために用いられない活動を従事している又は専ら人道的目的の活動に従事していることを決定する場合を除くほか、各加盟国が、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が、決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第二三二二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三七二一七号(二〇一七年)、第三七五五号(二〇一七年)又はこの決議により禁止されている活動又は品目の輸送に関与していたと信じる合理的根拠を有する船舶に対する保険又は再保険サービスの提供を禁止することを決定する。

決議第三二二二二号(二〇一六年)24の規定を再確認し、各加盟

国が、委員会が個別の案件に応じて事前に承認する場合を除き、決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第三二二二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七七号(二〇一七年)、第三三五五号(二〇一七年)又はこの決議により禁止されている活動又は品目の輸送に関与していたと信じる合理的根拠を有するいかなる船舶の登録も解除すると、及び、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が、以後、そのような船舶に対して船舶分類サービスを提供することを禁止することを決定するとともに、さらに、加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、この規定に従って他の加盟国が登録を解除したそのような船舶の登録を行わないことを決定する。

13 北朝鮮船舶の、又は、北朝鮮に管理され、チャーター若しくは運航される船舶が、安全保障理事会決議の制裁監視を回避するために、完全な移動装置を隠蔽するために自動船舶識別装置(AIS)を切り、当該装置を動作させる要求を故意に無視していることに懸念を表明するとともに、加盟国に対し、決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第三二二二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)又はこの決議により禁止されている活動を実施するよう要請する。

14 決議第三二二二二号(二〇一六年)30の規定を要請するとともに、全ての加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用により、北朝鮮へいかなる新品の又は中古の船舶、自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。の直接又は間接の供給、販売又は移転を防ぐことを決定する。

15 加盟国が、安全保障理事会又は委員会によって、決議第一七一八号(二〇〇六年)8(d)の規定によって課された資産凍結決議第三二二二二号(二〇一六年)12の規定によって課された様々な措置、決議第三三七二七号(二〇一七年)6の規定により課された入港禁止、又はこの決議の関連する措置の対象として指定され、自国の領域又は公海上で遭遇した船舶の番号、名称及び登録に関する情報を含む場合には、当該加盟国が、委員会に対し、当該情報並びに、検査、資産凍結及び留め置き又は決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第三二二二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七七号(二〇一七年)、第三三七五五号(二〇一七年)若しくはこの決議の関連する規定で認められたその他の適切な行動を実施するためにいかなる措置がとられたかを、通報することを決定する。

16 この決議の規定が、決議第三三七二七号(二〇一七年)8及び決議第三三七五五号(二〇一七年)18の規定によって許可されているロシア、北朝鮮の間の羅津・ハサン港及び鉄道事業を通じて、他国へのロシア原産の石炭の輸送についてのみ、適用されないことを決定する。

17 加盟国が、この決議の採択から九〇日以内に、またその後は委員会が、この決議の規定を効果的に履行するためにとった具体的な措置につき、安全保障理事会に報告することを決定するとともに、専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて、加盟国を支援する努力を継続するよう要請する。

18 全ての加盟国が、決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第三二二二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七七号(二〇一七年)、第三三七五五号(二〇一七年)及びこの決議が規定する措置を完全に履行するための努力を倍加すること及びその上で、特にこれらの決議により移転が禁じられている品目の検査、探知及び押収に関し、相互に協力することを要請する。

19 決議第一七八号(二〇〇六年)12の規定で定められた委員会の任務は、この決議により課された措置に関して適用される一九九二年26の規定に定められ、決議第三三四五号(二〇一七年)1の規定により修訂された専門家パネルの任務は、この決議によ



課された措置に関しても適用されることを決定する。

20 全ての加盟国が、検査において特定された決議第一七二八号(二〇〇六)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第二三三二号(二〇一六年)、第三五六号(二〇一七年)、第三七二一号(二〇一七年)、第三七五五号(二〇一七年)及びこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁じられる品目を決議の下の自国の義務並びにNPT、一九七四年四月九日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び一九七二年四月一日の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分できない状態にすること、保管、又は処分のための当該品目の原産地若しくは目的地以外の国への移転を通じたものを含む)を認め、かつ、全ての加盟国がこれを行うことを決定する。

21 北朝鮮を含む全ての国が、この決議及びこれまでの決議により課された措置によりその履行が妨げられたりかまざる契約その他の取引に関連して、北朝鮮、又は北朝鮮に所在するいかなる者若しくは団体、又は決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第三五六号(二〇一七年)、第三七二一号(二〇一七年)、第三七五五号(二〇一七年)若しくはこの決議により定められた措置のために指定された者若しくは団体、又はそのようなる者若しくは団体の指定若しくはこれら利益のための請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとるとの重要性を強調する。

22 決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇〇三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第三二七〇号(二〇一六年)、第三三二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三九七号(二〇一七年)及びこの決議により定められた措置が、外交及び領事関係に関するウィーン条約に基づき、北朝鮮における

23 外交又は領事使節団の活動を妨害し阻害しないことを強調する。北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を改めて表明し、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮の人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求することを非難し、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調するとともに、北朝鮮に対し、北朝鮮にいる人々を犠牲にして、乏しい資源を核兵器及び弾道ミサイルの開発に流用することを止めるよう要求する。

24 北朝鮮がその乏しい資源を核兵器の開発及び多数の高価な弾道ミサイル計画に大量に流用していることを遺憾とし、栄養失調の危険がある非常に多くの妊婦中の及び授乳中の女性並びに五歳未満の児童、さらには栄養不足である総人口の四一パーセントを含む、北朝鮮にいる事数を大きく上回る人々が食糧及び医療の大きな不足に苦しんでいるとの国連人道問題調査事務所(UNCHR)の調査結果に留意するとともに、この文脈において、北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を表明する。

25 決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇〇三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第三二七〇号(二〇一六年)、第三三二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)及びこの決議により課された措置が、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすこと、又は決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第三二七〇号(二〇一六年)、第三三二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)、第三三七二一号(二〇一七年)、第三三七五五号(二〇一七年)及びこの決議により禁止されていない活動経済生活動及び協力、食糧援助及び人道支援を含む)並びに北朝鮮の一般市民の利益のための北朝鮮における支援及び救援を実施し、北朝鮮に課する人々の生活必需品を完全に提供することを再確認し、北朝鮮に対する人々の責任を強調するとともに、北朝鮮におけるそのような機関の作業を容易にするために又はこれらの決議の

26 六者会合の支持を再確認し、その再開を要請するとともに、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって、二〇〇五年九月九日に発出された共同声明に定める約束NPTの締約国の権利及び義務を留意し、NPTの全ての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調しつつ、六者会合の目標が、平和的な方法による朝鮮半島への検証可能な核化並びにNPT及び国際原子力機関の保障措置の北朝鮮の速やかな復帰であること、アメリカ合衆国及び北朝鮮が相互の主権を尊重し、平和裡に共存することを約束したこと、六者は経済協力を推進することを約束したことを含む)並びにその他の全ての関連する約束への支持を改めて表明する。

27 朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要なものであることを改めて表明し、事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための理事国及びその他の国々による努力を歓迎するとともに、朝鮮半島内外の緊張を緩和するための取組の重要性を強調する。

28 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況に鑑み、必要に応じて、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認し、この関連で、北朝鮮による更なる秘密実験又は発射の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明するとともに、北朝鮮が更なる核実験、又は大陸間射程に到達する能力を有する若しくはかかる射程の能力を有する弾道ミサイル・システムの開発に貢献する弾道ミサイル・システムの発射を実施する場合には、安全保障理事会が北朝鮮に対する石油の輸出を更に制限するための行動をとることを決定する。

29 この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書 I 渡航禁止/資産凍結(個人) (略)

附属書 II 資産凍結(団体) (略)

